



春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

～交通ルール 守るあなたが 守られる～

4月6日から15日までの10日間は、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

町では、次の4点を運動の重点として交通安全運動を進めていきます。

運動の重点

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶



運動期間中は、平日の午前7時20分から8時00分(子どもたちの通学時間)を目安に各地区の通学路等で街頭指導を行いますので、ご協力をお願いします。

また、4月6日午前7時より役場前にて出動式を行い、8日午前10時よりダム湖畔にて街頭キャンペーンを行います。

七ヶ宿小学校では5月7日に交通安全教室が予定され、警察官や先生方の指導の下、実際に町内を歩いて交通ルールの確認や自転車利用時の正しいマナーを学びます。

【平成29年の様子】



▲ダム湖畔での春街頭キャンペーンの様子



▲小学校で自転車のルールについて学ぶ様子

平成30年 全国交通安全年間スローガン

- ★運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの
「ぶつかるよ ながら運転 じこのもと」
- ★歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
「行けるはず まだ渡れるは もう危険」
- ★子ども(中学生以下)へ交通安全を呼びかけるもの
「自転車は 車といっしょ 左側」



●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:寺尾)

春の火災予防運動



実施期間 平成30年4月1日(日)～4月7日(土)

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

平成29年度全国統一防火標語

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

対策1

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

対策2

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

対策3

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

対策4

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

習慣1

寝たばこは絶対やめる。

習慣2

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

習慣3

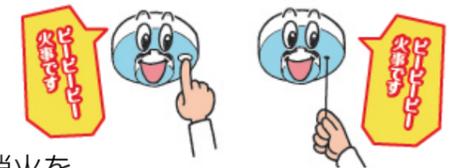
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

火災から自分や家族の命を守るため、地域の安心・安全を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう

万が一のために、警報が鳴った時の正しい対処法を知っておきましょう！

【火災の時】

- ◆周りに大声で知らせましょう。
- ◆避難しましょう。
- ◆119番通報をしましょう。可能なら初期消火を。



【火災でない時】

- ◆火災でないのに火災警報器が鳴る場合があります。警報停止ボタンを押すか、引き紐を引いて警報を止めてください。



【電池切れの時】

- ◆電池切れ警報が鳴ったら電池を新しいものに交換してください。(機器ごと交換する機種もありますので、詳しくは取扱説明書をご覧ください)

火災・救急・救助は 119番
白石消防署七ヶ宿出張所 ☎37-2100